

神奈川県行政書士会災害対策本部要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神奈川県行政書士会災害対策本部設置規則（以下「規則」という）に基づき、災害対策本部（以下「本部」という）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(本体会議)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という）は、災害対策について必要な事項を指令し、または救援活動を円滑に行うため本体会議を招集する。

- 2 本体会議は、本部長、副部長及び本部員（以下「本部員」という）をもって構成する。
- 3 本体会議は、原則として本会事務局会議室において開催する。
- 4 本会事務局会議室に事故あるときは、本部長が指定する場所において開催する。

(現地連絡所)

第 3 条 本部長は、必要に応じて本会各支部に現地連絡所を置く。

- 2 現地連絡所は、本会各支部の事務所または本部長が指定する場所とする。

(事務局及び班)

第 4 条 本部に次に掲げる事務局及び班を置く。

- 1 事務局、班
 - (1) 事務局
 - (2) 庶務班
 - (3) 情報班
 - (4) 救援班
 - (5) 支部長会班
- 2 事務局は本会事務局とし、局長には本会事務局長をあてる。
- 3 班長には、本部長が指名した者をあてる。
- 4 事務局長または班長は、本部長の命を受け職務を行う。

(事務分掌)

第 5 条 事務局及び各班の事務分掌は次のとおりとする。

- 1 事務局
 - (1) 本部の設置と運営
 - (2) 本部長の指示、伝達
 - (3) 関係機関との連絡調整
- 2 庶務班
 - (1) 各班との連絡調整
 - (2) 本部員の動員
 - (3) 被害の対策
 - (4) 他の班に属さない事項
- 3 情報班
 - (1) 災害状況の把握
 - (2) 災害広報活動
- 4 救援班

- (1) 見舞金の受付
- (2) 救援金の支給
- 5 支部長会班
 - (1) 災害状況の把握
 - (2) 会員間の連絡

(災害救援金)

第 6 条 災害救援金は、本会予算災害対策費及び日行連等からの義援金をもってあてる。

- 2 給付金の基準額は、別表のとおりとする。
- 3 給付の決定は、本部長、副本部長及び班長の協議を経て本部長が決定する。

(委 任)

第 7 条 本要綱に定めない緊急事項については、本部長が、その都度決定する。

附 則

この要綱は、平成8年3月4日から施行する。

別 表

給 付 の 基 準 額

(1) 人的な被害(会員・職員・補助者)

種 類	支 給 額		摘 要
	会 員・職 員	家 族・補 助 者	
死 亡	300,000円以内	150,000円以内	
重 傷	200,000円 "	100,000円 "	
軽 傷	100,000円 "	50,000円 "	入院に限る

注 家族については、生計を一にしている同居者とする。

(2) 物的な被害(会員・職員)

種 類	支 給 額	摘 要
全 壊	300,000円以内	
半 壊	200,000円 "	
一部損壊	100,000円 "	り災証明書

注 会員については、事務所又は住居に適用する。